

○高圧ガス保安法施行令関係告示（平成九年通商産業省告示第百三十九号）（抜粋）

改正	平成	九年	九月一七日	通商産業省告示第五一七号
	同	一〇年	三月二七日	同 第一五三号
	同	一一年	九月三〇日	同 第五四六号
	同	一二年	三月二九日	同 第一五〇号
	同	一二年	一二月二七日	同 第八九八号
	同	一五年	三月三十一日	同 第九七号
	同	二三年	七月一五日	同 第一六七号
	同	二六年	七月一八日	同 第一五五号
	同	二八年	一一月一日	同 第二六九号

第四条 令第二条第三項第八号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 内容積三十立方センチメートル以下の容器（当該容器に充てんされたガスの化学作用によって変化しないものに限る。以下同じ。）に充てんされた液化ガス（毒性ガス（容器保安規則第二条第三十号に規定する毒性ガスをいう。以下同じ。）を含むものを除く。）
- 二 次に掲げる基準に適合する容器に充填された液化フルオロオレフィン千二百三十四 y f、液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン二十二、液化フルオロカーボン百三十四a、液化フルオロカーボン四百四A、液化フルオロカーボン四百七C又は液化フルオロカーボン五百七A（前号に掲げるものを除く。）
- イ 材料に鋼又は軽金属を使用したものであること。
- ロ 充填されたガスの質量百グラムにつき、液化フルオロオレフィン千二百三十四 y f の容器にあつては内容積百十二立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン十二の容器にあつては内容積九十二立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン二十二の容器にあつては内容積百三立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン百三十四aの容器にあつては内容積百一立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン四百四Aの容器にあつては内容積百二十四立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン四百七Cの容器にあつては内容積百十立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン五百七Aの容器にあつては内容積百二十四立方センチメートル以上のものであること。
- ハ 液化フルオロオレフィン千二百三十四 y f の容器にあつては、一・八メガパスカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、二・二メガパスカル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。
- ニ 液化フルオロカーボン十二の容器にあつては一・八メガパスカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、二・一メガパスカル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。
- ホ 液化フルオロカーボン二十二の容器にあつては二・八メガパスカル以上の圧力を加えたとき変

形せず、かつ、三・四メガパスカル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。

へ 液化フルオロカーボン百三十四aの容器にあつては一・九メガパスカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、二・三メガパスカル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。

ト 液化フルオロカーボン四百四Aの容器にあつては三・四メガパスカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、四・〇メガパスカル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。

チ 液化フルオロカーボン四百七Cの容器にあつては三・二メガパスカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、三・九メガパスカル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。

リ 液化フルオロカーボン五百七Aの容器にあつては三・四メガパスカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、四・一メガパスカル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。

ヌ 充填する容器は、本号に適合する液化フルオロオレフィン千二百三十四 y f、液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン二十二、液化フルオロカーボン百三十四a、液化フルオロカーボン四百四A、液化フルオロカーボン四百七C若しくは液化フルオロカーボン五百七A又は次号に適合する液化ガスの容器として使用されたことのないものであること。

ル 次に掲げる事項を、日本工業規格Z 8 3 0 5に規定する八ポイント以上の大きさの文字で、枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示した容器であること。ただし、輸入品であつて通関前のものについては、この限りでない。

高压ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。

- 一 温度が四十度以上となるところに置かないこと。
- 二 缶の温度を四十度以上に上げないこと。
- 三 火の中に入れてないこと。

三 温度三十五度においてゲージ圧力〇・八メガパスカル以下のもののうち、毒性ガスを含まない液化ガス又は殺虫剤に用いる質量二百五十グラム以下の液化ガス（クロルメチルの質量が全質量の五十六パーセント以下で他の毒性ガスを含まないものに限る。）であつて、次に掲げる基準に適合する状態にあるもの（前二号に掲げるものを除く。）

イ 人体に使用するエアゾールの噴射剤は、可燃性ガス（容器保安規則第二条第二十九号に規定する可燃性ガス（製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号）第十一条の二に規定するものを除く。）をいう。以下同じ。）でないこと。ただし、次のいずれかに該当するエアゾールの噴射剤を除く。

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の規定により厚生労働大臣の承認を得た医薬品又は医薬部外品
- 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第三項に定める化粧品のうち、水が全質量の四十パーセント以上で、かつ、噴射剤が全質量の十パーセント以下であつて、内容物をあわ状又はねり状に噴出するもの

ロ エアゾールにあっては温度三十五度においてエアゾールの体積が容器の内容積の九十パーセント以下、エアゾール以外の液化ガスにあっては容器の内容積に応じて容器保安規則第二十二条の規定により計算した質量以下のものであること。

ハ 材料に鋼若しくは軽金属を使用した容器（内容物による腐食を防止するための措置を講じたものに限る。）又は内容積百立方センチメートル以下の容器（ガラス製の容器にあっては、合成樹脂等によりその内面又は外面を被覆したのものに限る。）に充填されたものであること。

ニ 温度五十度における容器内の圧力の一・五倍の圧力で変形せず、かつ、温度五十度における容器内の圧力の一・八倍の圧力で破裂しない容器に充てんされたものであること。ただし、圧力一・三メガパスカルで変形せず、かつ、圧力一・五メガパスカルで破裂しない容器に充てんされたものには、この限りでない。

ホ 容器に充填された液化ガスを温度四十八度にしたとき、ガスが漏れないものであること。

ヘ バルブが突出した容器には、バルブを保護する措置を講じてあるものであること。

ト 充填する容器は、本号に規定する液化ガス又は前号に適合する液化フルオロオレフィン千二百三十四y f、液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン二十二、液化フルオロカーボン百三十四a、液化フルオロカーボン四百四A、液化フルオロカーボン四百七C若しくは液化フルオロカーボン五百七Aの容器として使用されたことのないものであること。

チ エアゾール以外の液化ガスにあっては、次の表の上欄の容器の種類に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる表示すべき事項を、甲欄に掲げる事項にあっては容器の内容積が二百立方センチメートル（当該容器が円筒形であって、底面の直径が八センチメートル以上、かつ、高さが七センチメートル以下である場合にあっては、二百五十立方センチメートル。以下同じ。）以上のものは日本工業規格Z8305に規定する十六ポイント以上（平仮名の部分にあっては八ポイント以上）、二百立方センチメートル未満のものは日本工業規格Z8305に規定する十二ポイント以上（平仮名の部分にあっては六ポイント以上）の大きさの文字で、乙欄に掲げる事項にあっては容器の内容積が二百立方センチメートル以上のものは日本工業規格Z8305に規定する八ポイント以上、二百立方センチメートル未満のものは日本工業規格Z8305に規定する六ポイント以上の大きさの文字で見やすい箇所に鮮明に表示した容器に充填されたものであること。また、下欄の表示すべき事項は、枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示を行うこと。さらに、甲欄の表示すべき事項にあっては、当該枠内に赤地を設け白色の文字で表示し、乙欄に掲げる事項中使用するガスの種類にあっては、赤色の文字で表示すること。ただし、輸入された液化ガスであって通関前のものについては、この限りでない。

容器の種類	表示すべき事項	
	甲	乙
燃料容器（燃料用に可燃性ガスを充填した容器をいう。以下同	火気と高温に注意	高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。

<p>じ。) であってカートリッジガスこんろ (液化石油ガスを充填した容器が部品又は附属品として取り付けられる構造の液化石油ガスこんろをいう。以下同じ。) に使用することができるもの</p>		<p>一 こんろで炭の火をおこしたり、こんろを二台以上並べて使用しないこと。 二 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 三 火の中に入れてないこと。 四 使い切って捨てること。 五 ガスを再充填しないこと。 高圧ガス：使用するガスの種類</p>
<p>燃料容器であってカートリッジガスこんろに使用することができないもの</p>	<p>火気と高温に注意</p>	<p>高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。 一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 二 火の中に入れてないこと。 三 使い切って捨てること。 四 ガスを再充填しないこと。 高圧ガス：使用するガスの種類</p>
<p>燃料容器以外の容器であって可燃性ガスを充填したもの</p>	<p>火気と高温に注意</p>	<p>高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。 一 炎や火気の近くで使用しないこと。 二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。 三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 四 火の中に入れてないこと。 五 使い切って捨てること。 高圧ガス：使用するガスの種類</p>
<p>燃料容器以外の容器であって可燃性ガス以外のガス (特定不活性ガスを除く。) を充填したもの</p>	<p>高温に注意</p>	<p>高圧ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。 一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p>

		二 火の中に入れてないこと。 三 使い切って捨てること。 高压ガス：使用するガスの種類
燃料容器以外の容器であって 特定不活性ガスを充填したも の	高温に注意	高压ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。 一 炎や火気の近くでは注意して使用すること。 二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。 三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 四 火の中に入れてないこと。 五 使い切って捨てること。 高压ガス：使用するガスの種類
備考 一 「火気等」の部分は、ストーブ、ファンヒーター等製品の使用される環境に応じた具体例を表示することができる。 二 「度」の部分は、「℃」と表示することができる。 三 「使用するガスの種類」の部分は、液化石油ガス、ジメチルエーテル等使用するガスの具体的名称を表示することとする。 なお、名称は略称で表示することができる。 四 「火気を使用している室内で大量に使用しないこと。」の部分は、屋外で使用されるものであって表示する枠の外に「室内で使用しないこと。」と明瞭に表示されているものにあつては、省略することができる。		

リ エアゾールにあつては、次の表の上欄に掲げるエアゾールの容器の構造及び中欄に掲げるエアゾールの種類に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる表示すべき事項を、甲欄に掲げる事項にあつては容器の内容積が二百立方センチメートル以上のものは日本工業規格Z8305に規定する十六ポイント以上（平仮名の部分にあつては八ポイント以上）、二百立方センチメートル未満のものは日本工業規格Z8305に規定する十二ポイント以上（平仮名の部分にあつては六ポイント以上）の大きさの文字で、乙欄に掲げる事項にあつては容器の内容積が二百立方センチメートル以上のものは日本工業規格Z8305に規定する八ポイント以上、二百立方センチメートル未満のものは日本工業規格Z8305に規定する六ポイント以上の大きさの文字で見やすい箇所に鮮明に表示した容器に充填されたものであること。また、下欄の表示すべき事項は、枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示を行うこと。さらに、甲欄の表示すべき事項にあつては、

当該枠内に赤地を設け白色の文字で表示し、乙欄に掲げる事項中使用するガスの種類によっては、赤色の文字で表示すること。また、使用中噴射剤が噴出ししない構造のものによっては、乙欄に掲げる事項中<二重構造容器につき捨て方注意>について赤色の文字を用いるとともに、末尾の事項に下線を付して表示すること。ただし、輸入されたエアゾールであって通関前のものについては、この限りでない。

エアゾールの容器の構造	エアゾールの種類	表示すべき事項	
		甲	乙
使用中噴射剤が噴出する構造のもの	火炎長試験による火炎が認められないものであって、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用しないもの（特定不活性ガスを使用しているものを除く。）	高温に注意	<p>高圧ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>二 火の中に入れてないこと。</p> <p>三 使い切って捨てること。</p> <p>高圧ガス：使用するガスの種類</p>
	火炎長試験による火炎が認められないものであって、かつ、噴射剤として特定不活性ガスを使用しているもの	高温に注意	<p>高圧ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 炎や火気の近くでは注意して使用すること。</p> <p>二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。</p> <p>三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>四 火の中に入れてないこと。</p> <p>五 使い切って捨てること。</p> <p>高圧ガス：使用するガスの種類</p>
	火炎長試験による火炎が認められるもの又は噴射剤として可燃性ガスを使用しているもの	火気と高温に注意	<p>高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 炎や火気の近くで使用しないこと。</p> <p>二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。</p>

			<p>三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>四 火の中に入れてないこと。</p> <p>五 使い切って捨てること。</p> <p>高圧ガス：使用するガスの種類</p>
使用中噴射剤が噴出し ない構造のもの	火炎長試験による火炎が 認められないものであ つて、かつ、噴射剤として 可燃性ガスを使用しない もの	高温に注意	<p>高圧ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>二 火の中に入れてないこと。</p> <p>高圧ガス：使用するガスの種類</p> <p><二重構造容器につき捨て方注意></p> <p>ガスが容器内に残る構造であるため、枠外に示す方法によりガスを排出してから捨てること。</p>
	火炎長試験による火炎が 認められないものであ つて、かつ、噴射剤として 可燃性ガスを使用してい るもの	火気と高温に 注意	<p>高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>二 火の中に入れてないこと。</p> <p>高圧ガス：使用するガスの種類</p> <p><二重構造容器につき捨て方注意></p> <p>ガスが容器内に残る構造であるため、火気のない通気性の良い戸外で、枠外に示す方法によりガスを排出してから捨てること。</p>
	火炎長試験による火炎が 認められるものであ つ	火気と高温に 注意	<p>高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。</p>

	<p>て、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用していないもの</p>		<p>一 炎や火気の近くで使用しないこと。 二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。 三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 四 火の中に入れてないこと。 高圧ガス：使用するガスの種類 <二重構造容器につき捨て方注意> <u>ガスが容器内に残る構造であるため、使い切った後、枠外に示す方法によりガスを排出してから捨てること。</u></p>
	<p>火炎長試験による火炎が認められるものであって、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用しているもの</p>	<p>火気と高温に注意</p>	<p>高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。 一 炎や火気の近くで使用しないこと。 二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。 三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 四 火の中に入れてないこと。 高圧ガス：使用するガスの種類 <二重構造容器につき捨て方注意> <u>ガスが容器内に残る構造であるため、使い切った後、火気のない通気性の良い戸外で、枠外に示す方法によりガスを排出してから捨てること。</u></p>
<p>備考</p> <p>一 火炎長試験は、エアゾール（以下「試料」という。）の温度を二十四度以上二十六度以下にし、次に規定する試験装置及び試験方法により行うこととする。</p> <p>火炎長試験</p> <p>イ 試験装置</p>			

食塩による火炎着色装置を付けたバーナー（都市ガス又は液化石油ガスを燃料とするものに限る。）及び試料（容器の噴射口の高さはバーナーの高さと同じにする。）を十五センチメートルの間隔に配置する。

ロ 試験方法

バーナーの火炎の長さを四・五センチメートル以上五・五センチメートル以下に調節し、噴射された試料の下部がバーナーの火炎の上部三分の一を通過するように行い、火炎が認められるか否かを確認する。

二 「火気等」の部分は、ストーブ、ファンヒーター等製品の使用される環境に応じた具体例を表示することができる。

三 「度」の部分は、「℃」と表示することができる。

四 「使用するガスの種類」の部分は、液化石油ガス、ジメチルエーテル等使用するガスの具体的名称を表示することとする。

なお、名称は略称で表示することができる。

五 「火気を使用している室内で大量に使用しないこと。」の部分は、屋外で使用されるエアゾールであって表示する枠の外に「室内で使用しないこと。」と明瞭に表示されているものにあつては、省略することができる。

ヌ 使用中噴射剤が噴出しない構造の容器に充填されたエアゾールにあつては、使用后当該噴射剤を当該容器から容易に排出することができる構造のものに充てんされたものであること。

ル 使用中噴射剤が噴出しない構造の容器（輸入液化ガスにあつては、通関後のものをいう。）にあつては、見やすい箇所に適切な排出方法を鮮明に表示したものであること。